

倉敷市環境審議会（平成28年度第2回）議事録（要旨）

日 時 平成29年2月9日（木）

14:00～15:50

場 所 倉敷市役所水道局庁舎3階大会議室

出席委員 浅野委員、池田委員、大森委員、沖委員、片岡委員、
加藤委員、田口委員、竹内委員、野島委員、平本委員、
藤井委員、藤原委員、三宅委員、横田委員

事 務 局 環境リサイクル局 加藤局長
環境政策部 川原部長
環境政策課 納所課長補佐、岡本係長、笹川係長、
難波係長、若狭係長、大山技師
地球温暖化対策室 塩津室長、信平副主任
環境監視センター 平子所長
環境学習センター 荻野所長
一般廃棄物対策課 宮川主幹

1 資料確認

2 委嘱辞令交付

3 あいさつ（環境リサイクル局 加藤局長）

4 開会

（事務局）

ただいまより議事に移りたいと思います。

本日、大蔭委員、小川委員、古谷委員、小林委員、宮野委員の以上5名が所用のため欠席されておりますが、19名中14名出席ということで、定数の過半数を超えておりますので、今日の審議会は成立していることをご報告いたします。

さて、今後の議事進行につきましては、審議会条例第6条の規定によりまして、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

今日は年度末のお忙しい時、そして寒い中お越しいただきましてありがとうございます。迷路を辿ってこちらに来ていただきましたが、非常にいい配置の会場でございますので、フェイストゥフェイスで忌憚ないご意見が伺えるのではないかと考えております。

審議事項は2件ございます。今、加藤局長からご丁寧なご説明がありました。1時間半という短い時間でございますが、皆様のご闊達なご意見を頂戴したいと思いますので、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、本日の会議の議事録署名委員ですが加藤委員、竹内委員のお二方をお願いいたします。よろしくお願いいたします

なお、本審議会は公開となっておりますが、傍聴される方はいらっしゃいません。

5 議事

(会長)

議事に移らせていただきます。本日の議題1は「倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）および（事務事業編）の改定について」でございます。まずは、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

(1) 倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）および（事務事業編）の改定について

(事務局)

本市の地球温暖化対策につきまして、審議会委員の皆様、市民の皆様には、ご理解ご協力いただきありがとうございます。それでは、倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）および（事務事業編）の改定についてご説明いたします。

お配りいたしました資料の2ページをご覧ください。まず、地方公共団体実行計画について、ご説明いたします。地球温暖化対策の推進に関する法律、通称温対法と呼ばれておりますが、この温対法に基づき、地方公共団体は、地方公共団体実行計画を策定するものと定められております。地方公共団体実行計画は、計画の対象により区域施策編と事務事業編の2つの区分から構成されております。

次に3ページをご覧ください。区域施策編についてご説明いたします。区域施策編は、温対法第21条第3項に基づき、平成28年5月13日に閣議決定されました国の地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガス排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めているものです。区域施策編は全ての都道府県・指定都市及び中核市に策定が義務付けられています。倉敷市では平成23年2月に「クールらしきアクションプラン」という計画名を付け、計画を策定しております。

次に、事務事業編について、ご説明いたします。事務事業編は、温対法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに

吸収作用の保全及び強化のための措置に関する事項を定める計画となっております。事務事業編は、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。倉敷市では、平成24年1月に策定しております。

続きまして、5ページをご覧ください。次に、倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、ご説明いたします。本市では、倉敷市地球温暖化対策実行計画「クールくらしきアクションプラン」に基づき、4つのクールと1つのホットという取組方針を掲げ、重点プロジェクト「クールくらしき80」の7項目に沿って、排出削減に繋がる事業を進めていただいております。これらの具体的な施策については、お配りしておりますクールくらしきアクションプラン概要版の5ページ、6ページでご確認をお願い致します。現在、区域施策編においては、倉敷市域全体で、温室効果ガスを2020年度に2007年度と比べて12%削減する中期目標に向けて、また事務事業編においては、倉敷市役所施設で、30%削減する計画に基づいて施策を推進しています。

続きまして、7ページと8ページをあわせてご覧ください。

まず、温室効果ガス削減目標について、ご説明いたします。倉敷市では、2007年度時点で、市全域から3千957万tの温室効果ガスが排出されています。これは、日本全体の約3%、県全体の70%を占めています。水島コンビナートがあるため、全国、県と比較しても、産業部門での温室効果ガス排出量が80%と高いことが特徴となっております。クールくらしきアクションプランでは、計画期間は2011年度から2050年度、基準年度は2007年度となっております。削減目標は、短期、中期、長期の3つの目標があります。短期目標は2012年度に6%削減、中期目標は2020年（平成32年）度に12%削減、長期目標は2050年度に80%削減を目指しています。

近年の倉敷市全体の温室効果ガスの削減目標達成状況について、ご説明いたします。8ページにて状況をご確認いただけるかと思いますが、2012年度に2007年度比で6%削減という短期目標については、7ページの山陽新聞の記事にもありますが、2012年度に16%削減となっております。達成できております。しかし、2013年度以降は、昨今の景気回復傾向や東日本大震災後の原子力発電所の停止に伴い、火力発電の割合が増えたことを受けて、排出量は増加に転じています。2014年度分の結果は、暫定値ではありますが、2007年度比9.7%削減にとどまりました。この傾向が続けば、中期目標の12%削減は達成が難しい状況となっておりますので、引き続き積極的に温室効果ガス削減の施策を推進していくことが必要であると考えております。

続きまして、9ページをご覧ください。倉敷市の温室効果ガス排出量の部門別構成について、ご説明いたします。

先程の温室効果ガス削減目標のところでもご説明いたしましたが、倉敷市は、日本有数の工業地帯である水島コンビナートを有していることから、産業部門からの排出量が、市全体の排出量の8割以上を占めるという大きな特徴があります。日本全体における産業部門の割合は約3割となっております。産業部門の割合が大きいということは、排出量が

景気の変動による生産活動の上下に影響を受けやすいという側面があります。

続きまして、10ページをご覧ください。倉敷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗状況について、ご説明いたします。

倉敷市役所全体の排出量は、倉敷市役所施設でのエネルギー使用と水島清掃工場での一般廃棄物の焼却により排出される温室効果ガスが9割以上を占めているため、施設の省エネ対策とゴミの減量化は必須となっております。2015年度の結果は、施設の省エネ・温暖化対策等により、基準年度である2007年度に対して7.3%削減できました。しかし、2020年度の削減目標である30%削減を達成するためには、施設の省エネ・節電の強化、計画的な省エネ設備への投資を行うことで、老朽化した設備の高効率化、ごみ減量化の指針「くらしキック20」により焼却量を削減していく必要があります。

続きまして、11ページをご覧ください。地球温暖化に対する国内外の動向について、ご説明いたします。

皆様もご承知のとおり、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が2015年12月に、2020年からの実施を目指す地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」を採択し、今世紀後半に世界の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすることを目指すことになりました。アメリカや中国、日本など196の国・地域全てが参加し、先進国だけに排出削減を義務付けた1997年採択の京都議定書以来、18年ぶりの歴史的な枠組みが誕生しました。

パリ協定では、温室効果ガスの削減に取り組む2020年以降の新たな枠組、全ての国に5年毎に削減目標の提出及び評価を義務付け、また削減目標達成に向けた国内対策の実施を義務付け、気温上昇の目標を2度未満とし、さらに1.5度以内を努力目標としています。科学者組織「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は1880年から2012年の傾向では、世界平均気温は0.85度上昇していると第5次報告書で報告しています。IPCCは2050年までに温室効果ガス排出量を2010年の水準から40～70%削減し、今世紀末にはほぼゼロにもっていけば、気温上昇を2度未満に抑えることができるとしています。この「パリ協定」は、昨年11月4日に、中国やアメリカ、EU加盟国のほか、アフリカ諸国など90以上の国と地域が批准し、協定を締結、発効しました。日本も11月8日に批准しております。

12ページをご覧ください。約束草案の提出について、ご説明いたします。

先程のCOP21に先立ち、各国は2020年以降の地球温暖化対策に関する目標として、約束草案を国連に提出しています。アメリカにおいては、2025年までに26～28%、基準年である2005年の57億トンから15～16億トンの削減を目標としています。

13ページをご覧ください。次に、日本の約束草案について、ご説明いたします。

日本の約束草案においては、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比26%削減することが明記されました。これは技術的制約、コスト面の課題などを十分に考

慮しつつ、温室効果ガス削減の対策・施策や技術を積み上げた実現可能かつ透明性、具体性の高い目標であるとしています。2013年度時点で日本の温室効果ガス排出量は年間約14億トンとなっております。12ページの表の中では、12億3500万トンとありますが、これは、燃料の燃焼で発生・排出されるエネルギー起源の二酸化炭素排出量で、これに廃棄物の焼却や工業プロセスの化学反応で発生・排出される非エネルギー起源の二酸化炭素排出量やメタン、一酸化二窒素などの排出量を合わせると、年間排出量は14億トンになります。これを2030年度には約10億トンまで、2050年には約3億トンまで削減するという目標となっております。各部門における2030年度の温室効果ガス排出量の目安は、産業部門の削減率が6.5%、業務その他部門が39.8%、家庭部門が39.3%、運輸部門が27.6%となっております。特に、業務その他部門、家庭部門においては、2013年度比約40%削減と大幅に削減することが必要となっております。

14ページをご覧ください。次に、日本の地球温暖化への取り組みについて、ご説明いたします。

先程の日本の約束草案による2020年以降の温室効果ガスの削減目標を達成するため、国は各種計画を策定しています。まず、平成26年4月に、長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策に係る計画を示した「エネルギー基本計画」、平成27年11月には、地球温暖化が自然的・社会的にもたらす直接的な影響への対処法である適応策を示した「気候変動の影響への適応計画」、平成28年5月には日本の約束草案を達成するための総合的・計画的に推進することを示した「地球温暖化対策計画」を策定しました。特に「地球温暖化対策計画」は、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画となっており、パリ協定への対応も含め、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のための国、地方公共団体が講ずべき施策について記載しています。

15ページをご覧ください。計画改定の趣旨について、ご説明いたします。

国の動きを受け、本年度中に、岡山県、岡山市をはじめ全国の自治体で、地球温暖化対策実行計画の見直しが始まっています。本日の山陽新聞に岡山県の地球温暖化防止行動計画の改定素案がまとまったとの記事も掲載されました。倉敷市においても来年度中には、国の計画に基づき、「クールくらしきアクションプラン」を改定し、新たな目標値の決定、「クールくらしき80」の施策の強化を行い、市の温室効果ガスを一層削減していかなければなりません。

最後に、今後の予定について、ご説明いたします。改定のスケジュールはまだ確定ではありませんが、このようなスケジュールで進めていきたいと考えております。地球温暖化が進むと、気温が上昇するだけでなく地球全体の気候が大きく変化します。既に世界各地では、様々な影響が現れ始めており、自然環境や人の暮らしにも重大な問題を引き起こしています。温暖化の進行を食い止めるために温室効果ガスの排出量を減少させていく緩和策と同時に、すでに生じている悪影響に備える適応策も行う必要があります。

国、県、近隣の市の動向を踏まえ、クールくらしきアクションプランの改定を進め、今後も様々な施策を行い、本市の省エネと温暖化対策を推進していきたいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。

質疑・応答

(会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問があれば、お願いいたします。

(委員)

説明ありがとうございました。今の話を聞いて、倉敷市は事業者部門の影響が非常に大きいところで、今後進めていくにあたって事業者部門の取扱いを特別に考えて、市民部門と分けないといけないのかなといった感じがします。そのあたりの扱いというのは、圧倒的なウェイトを占める事業者部門も含めて取り扱いをどう考えているのか、ウェイトは小さいですが市民部門での実現をどう考えているのかということを説明いただけますでしょうか。

(事務局)

産業部門の割合が非常に大きいということで、特に事業者の皆様には努力をしていただかなければならないと考えております。環境省の担当者の方からもコメントがありましたが、特殊な構造である倉敷市としての特性に合った計画をたてる必要があるということで、国の目標26%に囚われることなく検討していきたいと思っております。県の示した目標や地球温暖化対策協議会において市民団体や事業者の方からの意見を参考にしながら、国の目標に近づくことだけでなく、皆で何ができるかということが一番を考えて、1年間かけて次の計画を策定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

産業振興に関しては、アメリカ大統領へのトランプ氏就任の影響もあり、産業部門においては色々な影響が今後考えられるなかで、今後倉敷においても貿易関係の影響が非常に大きいと思うので、産業振興と温暖化対策との兼ね合いというところを上手く調整しながら進めていただけたらと思います。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございました。参考にさせていただきます。

(委員)

今まで2年間環境審議会に参加させていただいて、倉敷市としては非常に多方面・多角的に環境政策をやっていることがわかり、大きく評価しています。倉敷市は先ほど説明のあったように産業部門の排出量が多いということなので、別の視点からの意見をさせていただきます。現在、原子力利用が日本では不透明な状況で、核融合はまだまだ先だと思うので、火力発電を超効率化する以外に手は無いような感じを受けています。倉敷市は研究所や IT 関係施設の誘致などを進めていますが、倉敷市に火力発電の超効率化・複合システム化などの最先端の発電に関する研究所を誘致する案を出して、倉敷市が環境に取り組んでいるということを全国・全世界にアピールすることはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ご存知かもしれませんが、岡山県もそうですが倉敷市では、今後、水素の利活用ということに注目しております。電源構成の話もありますが、より二酸化炭素の排出係数の低いものをということも考えております。新しいものを導入するということも含めまして、検討してまいりたいと考えております。

(委員)

水素の利活用ということも非常に大きな可能性だと思うのですが、一番は火力発電の超効率化だと思います。太陽エネルギーももちろん重要ですし、何らかの発電システムに関する超効率化に向けた研究所を将来誘致して、倉敷市をアピールできたらいいなと考えております。ありがとうございました。

(会長)

なかなか難しい問題ではございますが、積極的に取り組んでいただければと思います。

(委員)

2点申し上げさせていただきます。1点目は、温室効果ガスの排出量について倉敷市では産業部門の割合が大きいということで、一般向けのパンフレットなどで、産業部門と家庭部門の排出量が一緒になってしまうと、いくら主婦の皆様やご家庭でこういった二酸化炭素排出の削減取組や努力をしても、その成果が一般の方々にわかりにくくなると思います。目標の数字としては一緒にせざるを得ないですけれども、一般市民の方にわかりやすく、例えば家庭での削減状況はどうですよというような見せ方をすると良いのではないかと思います。もう一つは、全体の計画やクール暮らしアクションプランにおける太陽エネルギーのメガソーラーについてです。メガソーラーのこと自体をどうこうというわけではないのですが、最近メガソーラー用地の方が不足してきておりまして、他市町村の例で、ため池の上ですとか、草地なんかに立地するような例が出てきています。ため池等にフロ

ート型で設置すると良いように見えるのですが、実際は日照を遮って、ため池の水温を下げてしまいます。藻等の繁殖を防げて良いという意見もありますが、生物多様性という面からみると、非常に慎重にやらないとダメージが大きいという問題もありまして、おそらく今後、問題が出てくるようなところもあるだろうと思います。今は、まだ出来たばかりの施設が多いので、設置後のモニタリングも十分ではなく、問題も指摘されておりませんが、今後問題が出てくる可能性が考えられます。もしそのような話があった時には、そちらの方向の問題がある可能性も思慮して、その計画を許認可していただければと思います。もちろん、工場等が多いという事情もありますので、工場の屋根等に太陽光パネル等を設置していただければ、二酸化炭素の排出量の削減にもなると思いますので、これとはまた別に考えていただければと思います。

(会長)

今、コメントが2点ございましたが、事務局側から何かお話しはありますか。

(事務局)

まず1点目の市民向けのデータの見せ方についてですが、概要版も改定しますので、そのあたりをよりわかりやすくということで考えたいと思います。また、市民向けにグリーンくらしエコアクションという冊子を作っておりまして、そちらの方も併せて来年度に改定する予定です。よりわかりやすく温暖化について取り組んでいただけるようなものを作っていきたいと考えております。

2点目のソーラーの関係でございますが、昨年末でございますけれども、ため池で実証実験をしたいということで業者の方から温暖化対策室の方にも協議に来られました。直接その許可ということになると耕地水路課が担当になるので、そちらの方で協議をしていくということになっております。現状では、倉敷市では許可をしておりません。色々な問題が考えられますので、その辺は慎重に検討ながら、時間をかけて判断したいというような方針をだしているということを聴いております。温暖化対策室におきましてもご意見があったということお伝えして、本当にそこでソーラー発電をしないといけないのかということも含めてより影響がない方法を十分考慮しながら進めてまいりたいということをお伝えさせていただきます。ご意見ありがとうございました。

(委員)

計画の改定に当たっては外部有識者を含む協議会というご説明でしたが、協議される方々の選定をどうするのか、人員としては何名くらいを予定しているのか、産業界・行政・市民がどれくらいの割合で入っているのか、教えていただけますでしょうか。

(事務局)

現在、倉敷市地球温暖化対策協議会というものがございまして、委員の方11名で、毎年の市の状況等をご協議いただいております。今回の改定にあたりましては、委員11名に加え、臨時の委員を選任いたしまして、改定を行っていきたいと考えております。正式に決まったわけではありませんが、検討を進めております。(委員11名の内訳は)学識経験者、事業団体の方、市民、NPO団体の方、岡山県職員に入って協議をいただいているところですが、国の方から計画を策定した時に20名の委員で策定をいただいておりますので、当初策定に関わっていただいた事業所と温暖化対策に対して熱心に取り組んでおられる団体の方に入っていただきまして、改定の方を進めてまいりたいと準備を進めているところです。

(委員)

倉敷市の温室効果ガスは産業部門が8割ということと、日本全体における産業部門の割合が3割ということから、倉敷市は全国の都道府県との比較から考えると排出割合が非常に大きいと思います。そうすると、だいたい日本全体から考えると倉敷市の温室効果ガスの排出量というのは、どのくらいになるのでしょうか。

(事務局)

国の示した資料によりますと、2007年度の温室効果ガスの排出量における倉敷市の日本全体に占める割合は3%となっております、岡山県においては70%と非常に高い割合となっております。

(委員)

先ほど水素という話が出たので確認させてください。現在の計画には水素という記載がありませんので、削減の数値目標にはしにくいものだと思うのですが、次のアクションプラン見直しの際には、倉敷市がイメージする水素社会というものが付け加えられていくものと考えればよろしいですか。

(事務局)

当面の目標も重要ですが、2050年度の目標も達成できるよう取り組んでいかなければいけません。今後、今取り組んでいるものも、取り組んでいない新しいものも含めて盛り込んでいこうと考えております。岡山県の方でも新しい計画素案に水素利用が入っておりますし、倉敷市でもしっかりと盛り込んでいきたいと考えております。

(委員)

岡山県の中で倉敷市が、どのような姿勢で推進していくのかということが重要だと思

ます。倉敷市の場合は、水島コンビナートから水素の供給を受けやすいという環境にあるということで、他の自治体に合わせるのではなく、倉敷市としてトップランナーで水素社会を推進していけるのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

倉敷市が水素を活用できるという状況にあることは、他の自治体にはないことでありますので、水素利活用の最先端やトップランナーというところを十分に考えながら進めていきたいと考えています。

(会長)

地の利を十分に考えてやってくださいということですね。

他には何かございますか。よろしいでしょうか。

何かこの件に関しまして、皆様からさらなるご意見がございましたら、事務局の方にご連絡いただければありがたいと思います。

(2) 平成28年度版「倉敷の環境白書」について

(会長)

本日の議題2に移らせていただきます。議題2は「平成28年度版「倉敷の環境白書」について」でございます。事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局)

まず、議事2の資料ですが、議事2と書かれたホッチキス止めの資料と、平成28年度倉敷の環境白書、平成28年度倉敷の環境白書資料編でご説明させていただきます。

本日は、委員の皆様には平成27年度に実施した環境保全等の取組に対する専門的な意見、市民目線に立った意見や環境白書のまとめ方、記載記事等に対する意見、また、実施事業に対する質疑などをいただければと思います。

本日は、主に表紙に議事2と書いてある概要版を中心にご説明させていただきます。この概要版ですが、今回の審議会での説明用に作成したもので、平成27年度の新規事業などを取り上げたトピックスや違反・基準値の超過などのデータ、環境行政の主だった事業などをピックアップして作成しております。

なお、昨年度、概要版への基準値の記載についてご意見をいただいておりますが、表の全てに対応できておりません。来年度は、基準値を用語解説の部分に盛り込み、よりわかりやすいものに改善したいと考えております。本日は環境白書資料編を用いてご説明させていただきます。

また、環境白書本編の後半104ページからの施策の進捗状況を記載しておりますが、こちらにつきましては、前回第1回審議会でご説明いたしましたので、今回は省略させて

いただきます。ご容赦ください。

まず、環境白書には、平成27年度の倉敷の環境の現状や各施策の進捗状況等を取りまとめた「倉敷の環境白書」と、詳細なデータを記載した「倉敷の環境白書資料編」があります。環境白書は市内図書館や市立中学校、市内公民館、水島愛あいサロンのエコライブラリ等に配布しております。また、市のホームページでも公表しております。

それでは1ページ目をお開き下さい。トピックスについてご紹介いたします。平成27年度の新規事業や施策を2つ掲載しております。

1つ目は当審議会でもご審議いただきまして、昨年3月に策定いたしました「第二次緑の基本計画」策定についてです。

2つ目は全国的にも晴れの日が多い岡山の地域特性を活かし、太陽光発電システムに続き、太陽熱利用システムの設置費についても補助制度を開始したことについて、取り上げ掲載いたしました。

これからも市民の皆様はその年の話題が見てわかりやすい工夫を行ってまいります。

続きまして、2ページ目をお開きください。環境に関する市民の関心についてご説明いたします。

第1回の審議会においてもご説明しておりますが、アンケート調査結果を掲載させていただいております。この結果については、市民の方が重要と考えているものは、⑬「子どもたちへの環境教育」、⑦「安心・安全な生活環境」、⑥「クリーンな大気環境」、⑤「良好な水環境」といったものの割合が高い傾向であり、多少の順位の変動はありますが、昨年と同じ傾向になっております。また、現状で効果が上がっている、満足していると考えているものは②「まちの緑化」、③「美しい景観」、⑤「良好な水環境」といったものでした。

次に、3ページ目をお開き下さい。決算額に占める環境関係経費の割合です。グラフのとおり、ここ数年、環境関係経費の割合は右肩下がりが続いておりましたが、平成27年度は平成26年度から0.9%増加し、支出全体の8.4%の234億円程度となっております。環境関係経費の増加した主な要因は、水島清掃工場の省エネ長寿命化工事を平成27年度から本格実施したためです。

続きまして、4ページ目をお開きください。

自然環境の保全について第1回審議会に進捗状況等を報告しました生物多様性地域戦略に基づいて、各事業を実施しております。

まず、倉敷市自然保護監視員について、ご説明いたします。市の自然環境の保全と回復に関する施策に協力していただくため、市が委嘱しております。昨年度は、倉敷の自然をまもる会と共催で高梁川干潟の観察会や環境省が国民運動として取組む「つなげよう、支えよう、森里川海」プロジェクトのミニフォーラムに参加するなど、3回の研修会を実施しました。

次に、開発行為事前協議についてです。開発行為によって希少野生生物の棲む環境等が損壊されないように、事業者には指導を行っております。平成27年度は100件協議を行

い、このうち4件について、希少野生生物の保護や外来生物への対策について要請しました。

次に、自然環境保全マニュアル研修会についてご説明します。市では公共工事に携わる市職員を対象に、市で策定した自然環境保全マニュアルを活用した研修会を実施しております。

続きまして、4ページの下の方をご覧ください。水環境の保全として、海域・河川・地下水の水質監視結果や工場・事業場の立入結果についてご説明します。

まず、海域の水質の状況についてですが、水質の汚れをみる指標の1つである化学的酸素要求量CODの経年変化を5ページのグラフで表しています。CODはA類型の水域及びB類型の水域で平成26年度から数値が高い傾向にあります。類型は水のきれいさの度合によって分類しており、A類型の水域が最もきれいで水浴に適しており、B類型の水域はA類型の次にきれいで工業用水の基となる水に適しています。平成27年度は7地点ある環境基準点で年12回採水し測定した結果、4地点で環境基準値を超過しました。

また、概要版には掲載しておりませんが、河川については21地点で年12回採水し測定した結果、すべての地点で環境基準値の超過はありませんでした。

次に、6ページをご覧ください。地下水の状況についてご説明します。

平成27年度は、概況調査を行った6か所の内、1箇所で肥料や家畜のふん尿及び生活排水に含まれる窒素分が微生物により酸化されること等で発生する硝酸性及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過していました。

環境基準値を超過した井戸については、所有者に飲用しないように助言を行い、また、定期モニタリング調査を継続します。

続いて、7ページになりますが、工場・事業場排水への対応についてご説明します。

倉敷市内には排水について規制のかかる工場・事業場が多くあり、そのような工場・事業場に対して立入し、水質調査を実施しています。平成27年度は133か所の事業場、延べ390箇所の排水口での水質調査を実施したところ、排水の違反率は1.8%でした。

違反があった場合は、排水処理施設の改善指導や再度の立入調査を実施しております。

続きまして、大気環境の保全に移ります。8ページをご覧ください。まず、工場・事業場からのばい煙等への対応についてご説明します。

施設から排出される煙などについて、硫黄酸化物や窒素酸化物、ばいじん、有害物質などを規制するため、事業所に立入し、排ガス調査等法令の遵守状況を確認しました。平成27年度の立入結果につきましては、大気汚染防止法の届出を行っている30事業所に立ち入りし、自主測定結果や届出内容の確認、また、10事業所で燃料油の抜取調査を実施しました。4事業所で自主測定の未実施及び記録の不備等、2事業所で施設の設置・変更未届出、4事業所で施設の廃止未届出がありました。

違反した事業所については、指導を行っております。

また、岡山県の条例に基づいて有害ガスを排出する施設の届出を行っている事業所で、

アセトニトリルを排出する2事業所に立入し、測定結果は基準値を超過していませんでした。

次に、大気汚染常時監視についてです。大気環境の状況を把握するために、市内24カ所に大気測定局を置き、環境監視センターで24時間のデータ収集を行っております。

9ページに測定結果の推移のグラフを載せております。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの項目は概ね減少傾向にありますが、光化学オキシダントについては、近年、横ばいの傾向にあります。

また、これらの物質の環境基準については、資料編に記載しております。資料編の40から42ページをお開き下さい。大気汚染に係る環境基準はカッコ(1)、微小粒子状物質に係る環境基準は(4)に記載しています。環境基準値はそれぞれ1時間値、1時間値の1日平均値、1年平均値などで定められております。

それでは概要版の9ページにお戻りください。平成27年度の測定結果は光化学オキシダントについて、全測定局において環境基準値を超過した日がありました。また、浮遊粒子状物質については松江局で、微小粒子状物質については真備局を除き、環境基準を達成していない状況となっております。

10ページをお開き下さい。大気汚染防止夏期対策についてご説明します。

倉敷市では、光化学オキシダントが上昇しやすい夏期の5月10日から9月10日までの4か月を「大気汚染防止夏期対策期間」と定め、監視を強化しております。濃度が高くなった時には、オキシダント情報や注意報を発令し、注意喚起や被害が出ないよう学校等へ連絡し、また、ラジオやインターネットなどを通じて市民に情報発信しています。また、発令時には、水島地区の主要工場に対して、原因物質である窒素酸化物などの排出削減要請を行っております。

その発令基準についても、資料編に記載しております。資料編の77ページをお開き下さい。発令基準を備考欄に記載しておりますが、情報は環境基準の0.06ppmを目安として設定されております。注意報は気象条件から見て、高い値が継続するおそれがある場合として設定されております。

平成27年度は情報の発令日数が9日、注意報が2日発令されました。

概要版にお戻りください。次に、発がん性などが指摘されている有害大気汚染物質について説明します。概要版10ページの下の方をご覧ください。

環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質について平成27年度の測定結果を掲載しております。4物質ともすべての測定局で環境基準を達成しました。

次に11ページをお開きください。騒音・振動・悪臭の規制についてです。

毎年様々な苦情や相談が寄せられているため、工場・事業場に対する指導などを行っていますが、これらの苦情は個人差や、趣味・嗜好、体調にも左右されるため、規制の難しい環境問題となっております。

新幹線鉄道に係る騒音及び振動について説明します。庄地区の上東、玉島の道越、船穂で毎年測定を行っておりますが、平成27年度は騒音についてすべての測定地点で環境基準値を超過しておりました。そのため、継続的にJR西日本に対して騒音対策の要請をしております。

なお、振動についてはすべての測定地点で指針値を満足しておりました。

12ページをご覧ください。悪臭規制について説明します。

事業活動に伴い発生する悪臭防止法に定められた22種類の特定悪臭物質について、その特性により「敷地境界での濃度」、「気体排出口での濃度」、「排出される水に含まれる濃度」の基準が定められ、悪臭が発生する状況に応じた基準で規制しています。

悪臭の規制基準値につきましては、資料編の方に記載しております。資料編128ページから129ページをお開き下さい。悪臭の発生状況に応じて敷地境界、気体排出口、排水のいずれかで特定悪臭物質を測定します。用途地域や流量等からそれぞれの算出式を用いて規制値を決定します。

それでは概要版12ページにお戻りください。

平成27年度は廃棄物処理場や化学工場などの敷地境界や下水処理場や染色工場の排水について17事業場で立入調査し、全ての事業場において基準値の超過はありませんでした。

13ページに移ります。化学物質による汚染状況の把握についてです。

ダイオキシン類の調査結果をお示ししております。河川6地点及び海域8地点については環境基準を達成しております。地下水においては測定した3地点のうち、継続調査している1地点で環境基準値を超過しました。基準超過の原因については井戸の内部や周辺土壌などの詳細調査を実施中です。

続きまして、公害苦情についてご説明します。

平成27年度は282件のご相談があり、グラフに種類別に件数を示しております。その内容につきましては、大気汚染に関するもの、水質汚濁に関するもの、騒音に関するものの順で多くなっております。ご相談があった際には、できるだけ現地に速やかに向かい、当事者に指導や助言を行っております。

14ページに移ります。地域の環境美化の推進として、イエローカード作戦についてご紹介します。

飼い犬のふんを放置する飼い主に対し、放置された犬のふんの持ち帰りを呼びかけるイエローカードを設置し、ふん放置をさせないようにする取り組みを実施しております。平成27年度は市内102団体が協力実施し、実施後のアンケートで約9割の団体から「効果があった」との回答がありました。

次に廃棄物減量とリサイクルの推進についてです。まず14ページ中ほどのごみの排出量の推移をご覧ください。

平成27年度のごみの排出量は約17万4千トンでした。前年度と比較して、家庭ごみ

は約千5百トン減少し、事業ごみは大きな変化はありませんでした。家庭ごみ、事業ごみともにより一層の排出抑制、再資源化に対する周知・啓発等の取り組みを行ってまいります。

次に14ページの下の方をご覧ください。5種14分別収集についてです。

右のグラフに資源ごみの回収量について示しております。前年度と比較しほぼ同量の資源ごみが分別収集されています。しかし、燃やせるごみの中にペットボトルや雑紙等の資源化できるものが20%以上含まれているのが現状ですので、資源化を進めるため、引き続き、分別の徹底について周知していく必要があります。

続いて、15ページをお開きください。リサイクルの達成状況についてご説明します。

ガス化溶融処理による資源循環型の廃棄物処理施設である水島エコワークスでの資源化処理により、全国的にも高いリサイクル率となっています。平成27年度にリサイクル率が大きく向上しているのは、水島清掃工場の施設改修に伴い、水島エコワークスへの持ち込み量が増加したためです。しかし、水島エコワークスでのリサイクル分を除いたリサイクル率は13.0%と低いため、出前講座やごみステーションでの早朝指導など、より一層の意識啓発を進める必要があります。

次に、15ページの中ほどをご覧ください。生ごみ処理容器の補助金についてです。

市では平成4年から生ごみ処理容器の補助を開始しており、平成27年度は341件の補助金を交付しました。平成26年度には、広報紙の特集での周知や平成21年度以前に購入した容器の買い替え時期であったこと等により申請数は増加しておりましたが、平成27年度の電気式生ごみ処理機の交付申請数が前年度より大きく減ったため、総申請数は再び減少に転じました。

続いて、地球温暖化対策についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。まず、電気自動車等導入促進補助制度についてです。

温室効果ガスを排出しないエコカーである電気自動車の購入や充電設備の設置に加え、平成27年度から電気のみでの走行時に電気自動車と同等の環境性能をもつプラグインハイブリッド自動車も補助対象としました。平成27年度は電気自動車等59台の補助金を交付しています。

16ページの下の方及び17ページをご覧ください。住宅用太陽光発電システム設置費補助制度について説明いたします。

日照時間が長いという自然特性を活かし、戸建住宅及び共同住宅への太陽光発電システムの設置について、補助制度を設けております。平成27年度は戸建住宅用について約400件の補助金を交付しました。しかし、共同住宅用については補助条件を変更したこともあり、申請数は0件でした。

17ページをご覧ください。次に住宅用太陽熱利用システム設置費補助制度について説明します。

トピックスにも掲載しておりますが、平成27年度より、自然エネルギーである太陽熱

で温水をつくり貯蔵することができる太陽熱利用システム設置費の補助制度を開始しました。平成27年度は62件の補助金を交付しております。

続いて、次世代エコハウス整備促進補助制度についてです。

国の低炭素建築物の認定を受けていることなど、認定及び補助金交付の条件は厳しいものですが、低炭素社会の実現のために平成25年度から実施しております。平成27年度は15件の補助金を交付しています。

次に、17ページの下の方及び18ページをご覧ください。倉敷市役所の温室効果ガス排出実績についてご説明します。

倉敷市役所として、省エネ機器の導入や節電行動等について、本日議事1でご説明いたしました地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に定めており、温室効果ガスの削減に取り組んでおります。

平成27年度の倉敷市役所の施設から排出された温室効果ガスの排出量について、基準年である平成19年度と比べると、約7%の削減となっております。これは、倉敷市役所が組織として省エネに取り組んだことありますが、電力の入札で温室効果ガスの排出量が低い電力会社を採用したこと、水島清掃工場の省エネ長寿命化工事に伴い、倉敷市直営施設での一般廃棄物の焼却量が減少したこと等、一時的な要因によるところでもあるため、引き続きハード・ソフト両面から削減に努めてまいります。

18ページをお開きください。環境教育・環境学習の推進についてです。

現在の環境問題は、資源やエネルギーの大量消費や事業活動による環境の悪化が原因となっております。そこで、市民一人ひとりが環境問題について考え・行動することが重要です。このため、環境教育や環境学習を、特に次世代の担い手である子どもたちへ、環境問題に対する意識の向上、また、自ら行動する大人になっていただくことを目指し、重点的に行ってまいります。ここでは、その事例として2つ取り上げております。

19ページに移りまして、まず、エコライフチャレンジについてです。

小学校高学年を対象として長期休暇前に地球温暖化やエネルギーの大切さについて学び、休み中に家庭で実践し、その成果を発表するという出前講座です。平成27年度は認定NPO法人おかやまエネルギーの未来を考える会と共同で、市内の6つの小学校で実施し、376人の児童が参加しました。

次に、エコサマースクールについてです。

環境NPOなどと連携し、小学生親子を対象に夏休みを利用した体験型環境学習講座を実施しました。平成27年度は新たにイオンモール倉敷のイベントホールを会場として、キックオフイベントを開催しております。延べ38講座を開講し、1,633人が受講しました。

以上で説明を終わります。

質疑応答等

(会長)

ただいまより質疑に移らせていただきます。ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

2つありまして、1つは内容が、大気とか水質とか色々な項目で基準が超えていたりとか、必ずしも全部が順調にっていない部分があるんです。議事1の審議の時には、温暖化では産業部門の割合が高いという倉敷市の特徴があったのですが、倉敷市は現実的に水島エリアなど場所によってかなり置かれている状況に差が出ているような気がします。一律して倉敷市全体でいうとわかりにくいような気がして、倉敷市の場合もう少しエリア単位で状況をもう少しわかりやすく示した方がいいのではないのでしょうか。船穂などの北の方と水島では全然状況が違おうと思うので、一律倉敷市でどうこう言われても、それぞれ地域の皆さんがどうとらえていいのか。もうちょっとそれぞれのエリア毎の特性や状況を踏まえた形での表記や表現があった方がわかりやすいのではないかと思います。

それから、一番最後に環境教育のことを書かれていて、次世代教育というのは当然すごく重要な視点なんです。しかし、これからの持続可能な社会をつくるというところにおいては、子どもたちと同時に、今の社会をつくる大人自身も意識していかないと。子どもたちは大人を見本としますので、子どもと同時に大人の方の教育。想定では公民館とか社会教育の方も、学校教育とかがもっと連動して子どもと大人と一緒に学びあって地域全体の環境を良くしていくという、子どもだけではなくて、子どもと大人が一緒になって学べるような場づくりをもう少し強化していった方がいいんじゃないか。そういうところももう少し取り入れたらと思いました。

(会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

まず、ご意見をいただきました1つ目、水島などのエリア毎の特性を踏まえて、測定結果等を見せた方がいいのではないかという意見をいただきまして、概要版の方にどのような見せ方にするか考慮させていただきます。

また、測定データについては資料編の方にそれぞれの測定局ごとのデータを掲載させていただいております。例えば大気汚染物質である微小粒子状物質(PM_{2.5})について、こちらは資料編の52ページに10測定局ありますが、こちらに各測定局毎の測定データを掲載させていただいております。

こういったものをよりわかりやすいような形で概要版への記載を検討させていただきたいと思います。

(事務局)

子ども対象ばかりでなく大人への環境学習の必要性をご指摘いただきました。環境学習センターといたしましても、委員のご指摘のとおりであると認識しております。

このエコサマースクールについて補足をしますが、昨年度からイオンモール等においてイベント形式でエコサマースクールをさせていただきまして、会議資料には27年度の数字が上がっており、1,633人受講されています。この内数ですが、子どもが1,365人、大人が268人という受講数になっております。今年度、28年度のエコサマースクールだけでとらえて説明いたしますと、全体で2,551人の参加をいただきました。その内数は子どもが1,607人に対しまして、大人が944人であります。大人の参加は前年比351%増ということで、ご指摘いただいた大人の参加者を増やす取組をエコサマースクールにつきましては進めつつあります。これは、特に親子でご参加いただく講座を増やしまして、お子様が学ぶ姿を通じて、大人の皆様にも考えていただくという趣旨での大人の環境学習について進めた結果です。また、大人世代の方への環境学習教育につきましても個別に検討していかなくてはならないと認識しておりますので、こちらについても対応を進めていこうと考えております。

(会長)

ありがとうございました。進めていらっしゃるということでよろしいでしょうか。

他には何かございませんでしょうか。

(委員)

資料編の23ページから希少野生動植物のリストが載っていて、岡山県版レッドデータブックに掲載されている種の内、倉敷市内と記載のある種を載せているということなのですが、このままではあまり載せても意味がないと思います。なぜかといいますと、岡山県版のレッドデータブックに載っていないくて、環境省の方には載っている種がいるんです。どんな種か、例えば植物でいうとキキョウとか、倉敷でいうとツメレンゲとかといったものです。これがなぜ岡山県版でレッドに載っていないかという、岡山県内にはわりと生息しているからです。例えばキキョウとかツメレンゲの生育環境がよく残っているから、岡山県ではレッドになっていない。つまり、載っていないことが岡山県の自然の良いところを示す。単にこのリストのように、倉敷市内に希少野生動植物がいます、というリストですと、はたして希少野生動植物がいるから豊かだといっているのか、倉敷市の自然はこれだけの生き物が絶滅に瀕するほど悪くなっているといえるのか、両方いえてしまいます。載っていないこと、本当は記録があるんだけど、絶滅危惧種がないっていうのは実は一番良かったりします。スペース的な問題もあって苦しいのかもしれませんが、是非環境省版に載っているかどうか、載っているけど岡山県にはいないとか、あるいはその上にいきますと、いまニホンウナギなんかはIUCNのレッドの方に載っていますので、そうい

った種が倉敷市内にいるということがわかるような資料にしていいただければいいかなと思います。

(会長)

非常に難しいところなのですが、プラス面を前に出すようなリストの方がよろしいのではないかと、これも必要だというように私は受け止めたのですが、事務局としてはいかがでございましょうか。

(事務局)

今ご指摘がありまして、初めて私も認識したような形です。県の方には載っていないが国の方には載っているというものがあるということを踏まえて、次回改めさせていただきますので、お目通しください。

(会長)

ありがとうございました。他には。

(委員)

倉敷市役所の施設で高効率化、省エネルギー化は非常に進んでいるということをおっしゃられました。例えばLED化というものがあるのですが、しばらく前に倉敷市域の街灯のLED化を5年ないし10年で進めるというものをインターネットで見ました。倉敷市の象徴的な建物である市役所について、この部屋も蛍光灯ですが、LED化の進展状況というのはどういう状況なのでしょう。

(会長)

答えられる範囲でお願いします。

(事務局)

私は市役所内の省エネを担当させていただいております。市役所のLED化に関しましては、今後展開をしていく予定にしております。昨年度は環境政策課の執務室ですが、総務課と協議して実証的に照度や執務環境がどうなるかを検証していただきました。その結果、明るさも明るくなり、執務的にも良くなるということで、その他の方も来年度以降市役所の本庁舎の方からLED化を進めていきたいと、予算の協議をしている状況になっています。今後具体的な話になってきましたら、プレス等させていただこうかなと思っておりますので、またご意見をいただけたらと思います。

(会長)

よろしいでしょうか。他には何かありますか。

(委員)

概要版の4ページから5ページに水質汚濁についてのデータが載っていると思います。水質検査をするときに、汚染状態を知るのにCODとBODを測定されていると思うのですが、5ページで26年度からA、B類型でCODが高くなっていることについて、何か原因とか問題意識があるかないかということも含めてお聞きしたいと思います。

(事務局)

なかなかこれは難しい問題でして、正直に申しまして、なぜこの2年間で少し悪くなったかという、全体所見から見て原因は現在わかっておりません。たまたまなのですが、先週県の担当の方がコメントしていたのを少し引用して説明しますが、実は環境省の方でも、瀬戸内海全体を見たときに、COD全体としては下がり基調にあるのですが、岡山、香川のデータについてこの2年ほど高くなっている。その原因は国もわからなくて、国としての追加調査を研究レベルでやる必要があるんじゃないかという話が28年度の協議の中で出ているというのを伺ってまいりました。

倉敷市としまして、直近でたちまち結論が見出せない状況ではあるのですが、国の調査等の結果を踏まえまして、何らかの原因がみえてきたら、その対策もとれるかと考えております。川の測定結果を見ますと、川の方は割と落ち着いていますので、上流域からの影響という可能性はちょっと考えにくいと思います。一方で、海の方が少し高いということなので、複合的な要因が何かあるのかどうなのか、そのあたりの動向を正視しながら、必要に応じて研究とかにサンプリングなど協力する必要はあろうかと思います。現状ではおそらく県の方が主導的に動くのではないかとはいえます。そういう状況です。

(委員)

ありがとうございました。

私も少し調べたのですが、富栄養化の問題と貧栄養化の問題が14ページに書かれていて、私の認識では、有機物が非常に多いと汚れているというように捉えており、富栄養化が進むと赤潮が問題となると捉えていたのですが、貧栄養化というのがまだわからないな。それから、水質汚染が有機物の過剰注入っていう、いわゆる生活排水を含めた排出水の汚れと捉えていたのですが、CODというのは、有機物だけでなく無機物の酸素の消費量のデータも合算して出るということですよね。BODにすると有機物だけだったので、一番問題なのは有機物として捉えていらっしゃるのか。今は工場排水にしろ生活排水にしろ、昔に比べたらずいぶんきれいな状態になっているので、昔ほど問題に思わないんですが、水質汚染という問題をどのように捉えて、地下水とかの水質をきれいにするという方向を

考えられているのかな。データだけを見ると、つい数字に惑わされてしまうと思います。それから有機物を問題にするのであれば、BODはすごく時間も手間もかかるということでした。調べたらTOCという方法がより簡単に有機物のデータが出ると書いてありましたので、その水質汚濁の主たるデータとしてCODの数値を出して、それを考察していけばいいのかということも考える必要があるのかなと思いました。

(事務局)

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。確かにおっしゃられる通り、CODという結果につきましては、有機・無機含めて酸化の度合を測るため、両方の数値が反映されます。BODにつきましては、微生物が有機物を消費するということに主眼を置いたデータになりますので、有機物を直接定量的に評価するのはBODの方がより適しているというのは間違いございません。ただ、TOCの関係ですが、おっしゃられるようにスピードで見ますと、今は機器分析ができますので、炭素量を測定する方が明らかに早くデータがとれるのですが、モニタリングという継続してデータを積み重ねていく中での評価については、水濁法等に基準が設定されていて、この方法でこの結果をモニタリングしましょうということになっております。大気のPM_{2.5}の時もそうですが、新しい方法を取り入れる段になりますと、国が主導的になって研究を重ねたうえで、データの置換ができるかとか、そういう評価の部分も相当慎重にやっていく必要がありますので、なかなかすぐに切り替え難いというのはあります。水道の水質などでTOCが採用されていますが、水濁法の方につきましてはそういう切り替えがまだまだ進んでいない状況でございます。倉敷市で独自でやればいいんじゃないかという意見もあるかもしれませんが、しかし、法令に基づいた方法で測定した結果を、全国比較も含めてみていく必要がある中で、倉敷市独自でTOCを採用するのはなかなか難しいものがありますので、その辺はご了解いただければと思います。

それから富栄養化と貧栄養化の問題ですが、海や川をご覧になっていただくと、数十年前と比べて、見た目にもかなりきれいな状況になっております。りん系洗剤を使うとか、企業でも排出を抑制できるよう浄化設備で処理しなさいという取組の効果が出て、数値としてはかなり低くなってまいりました。環境サイドとしては非常に好ましい状況と言えると思います。貧栄養化の問題につきましては、どちらかといいますと農林水産サイドの方が問題としております。特に最近のニュースでは、海苔の色落ちがかなり顕著になり、原因を調べていくと栄養が足りていないことがわかってきました。環境省などの国のレベルで、これまでは水質汚濁負荷量を減らせばいいという目標だったものを、中長期的なスパンになるかと思いますが、今後は農林水産部局も含めて、総合的によりよい水環境社会の達成のため、いかにバランスをとっていくかが今後の日本の課題、という位置づけを盛り込んで施策を展開すると定めて動き始めたところです。倉敷市もその状況を見ながらということにはなろうかと思いますが、環境部局としましては、引き続きCODのモニタリン

グを通じてデータの動向を見ていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。

大学の水質学を学んでいるようでパーフェクトでございました。ありがとうございました。

(委員)

今CODの話が出たのでちょっと目を移しまして、概要版の5ページの用語解説ですが、CODのところがわからない説明になっていて、本編の用語の解説を読みますと、こちらの方はきっちり書いてらっしゃいます。どうも本編の用語の解説の下の方だけ持ってこられているようです。皆さんはわからない言葉を用語解説で理解されようとなさいますので、この概要版も最後にチェックをしていただいた方がいいのではないかと。よろしくお願いいたします。

(会長)

他に何かございませんでしょうか。

(委員)

15ページのリサイクルの達成状況のところ、資源循環型処理施設分を除くとリサイクル率が13%で、低水準でずっと続いているというお話があったんですが、これは分別がうまくできていないということですか。そうであれば、一人ひとりの意識を変えていかないといけないので、下に書いてあるような施策をやっていこうということでしょうか。

(事務局)

ご指摘の点ですが、リサイクル率13%と出ております。これが資源循環型施設を除く数値でございます。実際は51.6%と高い数字ですが、先ほど説明がございました、水島エコワークスでの処理をしない場合は13%ということになっております。ご指摘のとおり分別が進むとこの数値は上がるものでございますので、分別を進めるために倉敷市の一般廃棄物処理基本計画を策定しております。その中で59の施策を今まさしく実行している最中でございます。まだ年度途中ではございますが28年度は非常に良い数字が出てきております。これにつきましては、皆様方のご協力をいただいて、市民の方一人ひとりが分別に気を付けていただいている結果かと思えます。こちらの方といたしましては広報媒体を使った啓発、また、市の環境衛生協議会などをお願いをして、そこからさらに地域の方に周知をしていただくという方法で、より活動を広げていけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。何かございましたら。

(委員)

今の概要で説明がなかったところなんですが、環境白書の58ページにポイ捨ての防止及び路上喫煙の制限に関する条例の段落の6行目に、「ルールとマナーを守って喫煙していただくことで、たばこを吸う人も吸わない人も、たれもが快適に過ごせるきれいなまちづくり」と書いてあり、まるでJTの宣伝文句です。ポイ捨て防止、路上喫煙の禁止はいいことで当然なんですが、ルールとマナーを守って喫煙していただくこと推進しているわけであって、見方によってはこの文章は非常に誤解を招くと思います。削除するか、せめて「ルールとマナーを守って喫煙していただくことで、たばこを吸う人も吸わない人も」、だけを削除して、「だれもが快適に過ごせるきれいなまちづくりを推進していく」というように変えていただけないのでしょうか。あまりにもJTの宣伝文句をそのまま使っているように思えます。「JTの分煙キャンペーン」を受け売りしているようで、不快な文章だと思います。

(会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

こちらの表現につきまして、見る人によって誤解を招くことのないような文章の方に見直してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。それでは議事2の方はここで終わらせていただきます。

6 その他

(会長)

その他でございますが、事務局から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは委員の方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

以上で議題の審議は終了いたしました。ありがとうございました。事務局の方へマイクをお返しいたします。よろしくお願いいたします。

7 閉会 あいさつ（環境政策部 川原部長）

議事録承認

会 長 沖 陽 子 

署名委員 加 藤 浩 二 

署名委員 竹 内 照 